

※この法令は廃止されています

※この法令は廃止されています。

四 「照査」とは、設定された目標を達成するまでの妥当性及び有効性を判定することをい

4 加工事業者は、個別業務又は加工施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等

二 品質管理監督文書について所要の照査を行
一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

四 改訂の施つた品質管理監督文書を使用する
三 品質管理監督文書の変更履歴にて最新の改
訂状況が識別できるようすること。

場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを

六 確保すること。
外部で作成された品質管理監督文書を識別

し、その配付を管理すること。

使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目

的にかかわらず、これを識別すること。
(記録の管理)

第七条 加工事業者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督シス

テムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みや

すぐ容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるよう作成し、これを管

理しなければならない。

護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。

第三章 経営責任者の責任（経営責任者の関与）

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力

及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなければな

一 品質方針を定めること。

二 品質目標が定められているようにする
と。

三 安全文化を醸成するための活動を促進する こと。

四 第十七條第一項に規定する照査を実施する
こと。

六五 資源が利用できる体制を確保すること。
関係法令を遵守することとその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実

<p>施する者（以下「職員」という。）に周知すること。（原子力の安全の確保の重視）</p> <p>第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び加工施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。（品質方針）</p> <p>第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。</p> <p>一 品質保証の実施に係る加工事業者の意図に照らし適切なものであること。</p> <p>二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持つて関与することとを規定していること。</p> <p>三 品質目標を定め、照査するに当たっての枠組みとなるものであること。</p> <p>四 職員に周知され、理解されていること。</p> <p>五 妥当性を維持するために照査されていること。</p> <p>六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。</p> <p>（品質目標）</p> <p>第十一條 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価し得るものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。</p> <p>（品質管理監督システムの計画の策定）</p> <p>第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定されているようしなければならない。</p> <p>2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。（責任及び権限）</p> <p>第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。（管理責任者）</p> <p>第十四条 絏営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理責任者」と</p>	<p>いう。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p>
<p>いう。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする改善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>二 品質管理監督システムの実施状況及びその認識が向上するようにすること。</p> <p>（プロセス責任者）</p> <p>第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p> <p>一 プロセス責任者が、プロセスを管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする改善の必要性についての認識が向上するようにすること。</p> <p>二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</p> <p>（内部情報伝達）</p> <p>第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにすることと、もに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。（経営責任者照査）</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」といふ。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。（経営責任者照査）</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第十八条 加工事業者は、加工事業者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。（経営責任者照査に係るプロセス入力情報）</p> <p>第十九条 加工事業者は、品質管理監督システムに掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を行なうべきある変更。</p> <p>十一 部門又は職員等からの改善のための提案された措置</p> <p>十二 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更。</p> <p>九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更。</p> <p>八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行なう是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況</p>	<p>いう。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p> <p>一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする改善の必要性についての認識が向上するようにすること。</p> <p>二 品質管理監督システムの実施状況及びその認識が向上するようにすること。</p> <p>（プロセス責任者）</p> <p>第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p> <p>一 プロセス責任者が、プロセスを管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする改善の必要性についての認識が向上するようにすること。</p> <p>二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</p> <p>（内部情報伝達）</p> <p>第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにすることと、もに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。（経営責任者照査）</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」といふ。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。（経営責任者照査）</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第十八条 加工事業者は、加工事業者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。（経営責任者照査に係るプロセス入力情報）</p> <p>第十九条 加工事業者は、品質管理監督システムに掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を行なうべきある変更。</p> <p>十一 部門又は職員等からの改善のための提案された措置</p> <p>十二 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更。</p> <p>九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置</p> <p>十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更。</p> <p>八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行なう是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況</p>
<p>三 加工施設の外部の者からの意見</p> <p>二 加工施設の実施状況</p> <p>一 監査の結果</p> <p>（加工施設の検査の結果）</p> <p>第十六条 加工事業者は、加工施設の検査の結果を受けて講じた措置</p> <p>三 安全文化を醸成するための活動の実施状況</p> <p>二 関係法令の遵守状況</p> <p>一 改善の必要性について経営責任者に報告すること。</p> <p>（品質目標の達成状況）</p> <p>第十七条 加工事業者は、加工事業者照査から次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えること。</p> <p>一 プロセス責任者が、プロセスを管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにする改善の必要性についての認識が向上するようにすること。</p> <p>二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。</p> <p>三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。</p> <p>四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。</p> <p>（内部情報伝達）</p> <p>第十八条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにすることと、もに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。（経営責任者照査）</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第十九条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」といふ。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。（経営責任者照査）</p> <p>（資源の確保）</p> <p>第二十条 加工事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。（職員）</p> <p>第二十一条 加工事業者は、職員に、次に掲げる要素を満たしていることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 適切な教育訓練を受けていること。</p> <p>二 所要の技能及び経験を有していること。（教育訓練等）</p> <p>第二十二条 加工事業者は、次に掲げる業務を行なわなければならない。</p> <p>一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。</p> <p>二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。</p> <p>三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教員による教育訓練その他の措置を講ずること。</p> <p>四 前号の措置の実効性を評価すること。</p>	<p>三 别業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。</p> <p>（業務運営基盤）</p> <p>第二十三条 加工事業者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。</p> <p>第二十四条 加工事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。</p> <p>六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>（業務運営基盤）</p> <p>第二十五条 加工事業者は、個別業務に係る要件を満たしていけることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 加工事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要件との整合性を確保しなければならない。</p> <p>二 加工事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。</p> <p>三 加工事業者は、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p>
<p>四 個別業務又は加工施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するため必要な記録</p> <p>五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。</p> <p>（業務運営基盤）</p> <p>第二十六条 加工事業者は、個別業務に係る要件を満たしていけることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 加工事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要件との整合性を確保しなければならない。</p> <p>二 加工事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならぬ。</p> <p>三 加工事業者は、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>三 検査及び試験（以下「検査試験」という。）であつて、当該個別業務又は加工施設に固有のもの及び個別業務又は加工施設の適合性を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）</p> <p>四 個別業務又は加工施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するため必要な記録</p> <p>五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。</p> <p>（業務運営基盤）</p> <p>第二十七条 加工事業者は、個別業務に係る要件を満たしていけることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 加工事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要件との整合性を確保しなければならない。</p> <p>二 加工事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならぬ。</p> <p>三 加工事業者は、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>三 検査及び試験（以下「検査試験」という。）であつて、当該個別業務又は加工施設に固有のもの及び個別業務又は加工施設の適合性を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）</p> <p>四 個別業務又は加工施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するため必要な記録</p>	<p>五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。</p> <p>（業務運営基盤）</p> <p>第二十八条 加工事業者は、個別業務に係る要件を満たしていけることをもつてその能力が実証された者を充てなければならぬ。</p> <p>一 加工事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要件との整合性を確保しなければならない。</p> <p>二 加工事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならぬ。</p> <p>三 加工事業者は、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に固有の資源であつて、個別業務又は加工施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項</p> <p>三 検査及び試験（以下「検査試験」という。）であつて、当該個別業務又は加工施設に固有のもの及び個別業務又は加工施設の適合性を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）</p> <p>四 個別業務又は加工施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するため必要な記録</p>

(個別業務等要求事項の明確化)

第二十六条 加工事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。

一 加工施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は加工施設に必要な要求事項であつて既知のもの

二 関係法令のうち、当該個別業務又は加工施設に関するもの

三 その他加工事業者が明確にした要求事項(個別業務等要求事項の照査)

第二十七条 加工事業者は、個別業務の実施又は加工施設の使用に当たつて、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

一 加工事業者は、前項の照査を実施するに当たつては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

二 加工事業者は、前項の照査を実施するに当たつては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

三 加工事業者は、前項の照査を実施するに当たつては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

四 加工事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合には、関連する文書が改訂されるよう

るようになるとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるよう

しなければならない。

(加工施設の外部の者との情報の伝達)

第二十八条 加工事業者は、加工施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

(設計開発計画)

第二十九条 加工事業者は、設計開発(加工施設に必要な要求事項を考慮し、加工施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

二 加工事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならぬ。

			一 設計開発の段階
		二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認	二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認
		三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)	三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)
	4	4	4
3		3	3
2		2	2
1		1	1

四 加工施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該加工施設の特性を規定しているものであること。

その適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査(以下「設計開発照査」という。)を実施しなければならない。

(設計開発照査)

一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

三 設計開発の結果が要求事項に適合することができるかどうかについて評価すること。

四 その他設計開発に必須の要求事項

なければならぬ。ただし、当該加工施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該加工施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

加工事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の管理)

加工事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

加工事業者は、設計開発の変更を実施するにあたり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を行い、承認しなければならない。

加工事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が加工施設に及ぼす影響の評価(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

加工事業者は、(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

加工事業者は、(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

加工事業者は、(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

加工事業者は、(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

加工事業者は、(当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

(調達プロセス)

加工事業者は、外部から調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達プロセス」という。)に適合するようにならなければならぬ。

加工事業者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。この場合において、設計開発計画に従つてプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。

加工事業者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。

加工事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。

加工事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報(設計開発の妥当性確認)

なければならぬ。

ただし、当該加工施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該加工施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

加工事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の妥当性確認)

加工事業者は、設計開発の妥当性確認の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

加工事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。

加工事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

加工事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。

(プロセスの監視測定)

第四十九条 加工事業者は、プロセスの監視測定を行なう場合には、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

加工事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。

加工事業者は、第十二条第一項の計画及び個別業務計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。

(加工施設に対する検査試験)

第五十条 加工事業者は、加工施設が要求事項に適合していることを検証するために、加工施設に対して検査試験を行わなければならない。

加工事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第二号に規定する手順書に従つて、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

加工事業者は、検査試験の適合否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

加工事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行つた者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

加工事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

加工事業者は、個別業務及び加工施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならぬ。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。

(不適合の管理)

第五十一条 加工事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は加工施設が放置されることを防ぐ

ぐよう、当該個別業務又は加工施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

(是正处置
第五十四条

第五十四条 加工事業者は、発見された不適合に

附則（令和
員会規則第三号）

元年七月一日原子力規制委

掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

附 則（平成三十一年六月八日原子力規制委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年七月一日原子力規制委員会規則第三号）

この規則は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。ただし、第四十四条の規定は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年原子力規制委員会規則第十一号）の施行の日（令和元年九月一日）から施行する。